

規制改革実施計画への対応について

2014年10月9日

内閣官房 IT 総合戦略室

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）のうち、「ビッグデータ・ビジネスの普及（匿名化情報の取扱い）②」に対する当室の見解を以下に記す。

- 記 -

『どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化』について、技術検討ワーキンググループの検討結果を踏まえると、データの種類や量は多様であることから、加工方法は利活用の実態に即して個別判断されるべきものと考えられる。このため、『合理的な匿名化措置』として用いられる加工方法を技術面から汎用性のあるものとして整理・明確化することは困難と考えられる。一方、「特定の個人が識別される可能性を低減したデータ」の利活用を推進するための制度的な措置について、本年 6 月 24 日に IT 総合戦略本部において決定した「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」にあるとおり、「個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い（※）」について、来年の通常国会へ関連法案の提出を検討しているところである。

※個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い

現行法は、個人データの第三者提供や目的外利用をする場合、一定の例外事由を除き本人の同意を要することとしている。この個人データの第三者提供や目的外利用に関して、本人の同意に基づく場合に加え、新たに「個人データ」を特定の個人が識別される可能性を低減したデータに加工したものについて、特定の個人が識別される可能性とその取扱いにより個人の権利利益が侵害されるおそれに留意し、特定の個人を識別することを禁止するなど適正な取扱いを定めることによって、本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講ずることとする。

また、個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法については、データの有用性や多様性に配慮し一律には定めず、事業等の特性に応じた適切な処理を行うことができることとする。さらに、当該加工方法等について、民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関（後掲Ⅳ参照）は当該ルール又は民間団体の認定等を行うことができることとする。加えて、適切な加工方法については、ベストプラクティスの共有等を図ることとする。

（パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱より抜粋）

以上

参考：規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
17	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)①	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、規制改革会議・創業等ワーキング・グループ報告書(平成25年6月5日公表)に記載された、ビッグデータの利用に関する「問題意識」(3頁)も踏まえつつ、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」の改訂を行う。	平成25年度上期措置	消費者庁
18	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年上期措置	内閣官房 消費者庁
19	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)③	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁